

## 日本学術会議法人化準備委員会（第12回）

### 議事録

1.日時：2026年3月24日（火）14：00～16：01

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、  
吉田 文、川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、北川 尚美

#### ○光石委員長

皆様、年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。日本学術会議法人化準備委員会第12回を開催します。

議事に入る前に、資料1の日本学術会議に係る政令・内閣府令について、をご覧ください。内閣府より現在調整中の内閣府令の案が示されました。まず、事務局から説明をお願いします。

昨日、幹事会があり、幹事会のメンバーの方は既にお聞きかと思えます。これは変更できないのではなく、案が示されたということですので、まだ、変更も可能です。気になるところがあるかどうかという観点で検討をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

はい。それでは資料1に基づき、ご説明をさせていただきます。今回提出されました内閣府令案でございますけれども、日本学術会議の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令という、少し長い名前の内閣府令でございます。その内容でございますけれども、ここに書いてあります通り、監事、中期的な活動計画、自己点検評価といった、いわゆるガバナンスに関する事項、それから財務諸表などの財務会計に関する事項、それから職員OBなどが再就職する場合の再就職規制にかかるような規定につきまして、法律により内閣府令へ委任された事項について決めるものということになっております。基本的には、ここに書いてあるとおり、特殊法人など他の法人に横並びの規定がほとんどということでございます。特に会員の方にご関心が高いと思われる、ガバナンスに関する事項を中心に、こちらの資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず監事の関係でございます。監事につきましては、すでに法律において、会議の業務の監査を行うでありますとか、業務・財産状況の調査を行うといった業務が決まっているわけでございますけれども、今回規定されておりますのは、その職務を適切に遂行するために、

学術会議の役員、会員、職員と意思疎通をちゃんと図りなさいということ、それから、情報の収集及び監査の環境整備に努めなさいという、いわゆる努力義務も課されるということです。一方で、学術会議の役員、会員については、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなさいということが書かれているということになります。

それから2つ目、監事が監査報告というものを作ります。これはすでに法律で作ることが決まっているわけですが、具体的にそこに何を書いていくのか。もちろん監査の方法や内容は書くのですが、それに加えて、法が定める目的、これは第一条に書いている学術会議の目的でございます。これと、中期的な活動計画の定める目標の着実な達成に向けて、効果的・効率的に業務が実施されているか。それから、会議の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関するご意見。それから、会員、職員が職務の遂行に関して、不正行為や法令違反等の重大な事実があったときはその事実。これは法律に基づいて、こういった事実があるときは、監事が会長等に報告しなさいということを規定されていますので、それに対応する規定ということでございます。以上が監事についてでございます。

続きまして、中期的な活動計画についてでございます。中期的な活動計画を策定しなければいけないこと、その具体的な内容などについても、法律に書かれておりますけれども、最終的には総会の決議によるということ、その前に、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の意見を聞くということが法律で決まっております。今回規定されたのは、手続きの部分でございます。会議は相当の期間をおいて、評価委員会に案を示して、意見を聞いて計画を定めてくださいという、特にこの相当の期間をおいてというのが、新しい部分でございます。この相当の期間をおきなさいというのは、評価委員会がいろいろ議論をして、ご意見をまとめる時間が必要だからということになります。この書き方は少し珍しくて、普通は年度が始まる30日前までにとか、そういうような具体的な日数を書くことが多いのですが、学術会議の場合は、これを踏まえて、総会を開いて決定しなければなりません。総会の日付は当然この段階では決まっておりませんので、何日という形にするのではなくて、あくまでも相当の期間をおいてくださいという書き方を今回はしているということでございます。以上が中期的な活動計画でございます。

続きまして、自己点検評価でございます。これも、自己点検評価をやりなさいということは、すでに法律で決まっているわけですが、その実際の評価点検の方法として、項目ごと、これは中期的な活動計画に書くべきこととして、業務に関する目標や、業務運営の改善に関する目標、予算等、そういうことを書いているのですが、そういった項目ごとの評価、要はよくできている、よくできていないという評価と、総合的な評価を付して評価委員会に出してくださいということが決まっているということになります。

以下は財務諸表等でございます。例えば財務諸表は、総理に提出しなければいけないのですが、具体的にどういうものを出さないといけないか、添付される事業報告書に何を書かなければいけないか、その公表方法をどうするか、という財務会計に関する事項。それから

再就職規制で、学術会議と非常に関わりの深い、例えば資本関係があるような団体等が、もし今後出てきた場合に、そこに対する、OBの再就職について、例えば情報提供や斡旋とかしてはいけませんという、これは他の法人の横並びである規定ですけれども、そういった規定について、さらに細かい、どこまでが関係する法人なのかというのを定めたりするという規定でございます。こちらはかなり細かいものであり、なおかつ他の法人のほぼ横並びのものでございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。以上が、今回の府令のご説明でございます。

2番として、今後どういう政令・府令が出てくるのかということについて、内閣府に確認した結果でございます。政令が二本ございます。一つは、日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令ということで、これについては、今回の法人化に伴いまして、ここに書いてあるようなことを色々改正する必要があると。それはいろんな政令に散らばって規定がありますので、いろいろ改正しなければいけないものをまとめて整備政令という形で規定するというものと聞いております。

それから二つ目が日本学術会議評価委員会令で、先ほど出てまいりました、内閣府におかれる日本学術会議評価委員会、その詳細について規定するものでございます。

それから三つ目、ここから内閣府令ですけれども、日本学術会議法施行規則ということで、これは学術会議のいろんな内容について、おそらく横並びというよりは、特有の部分がいくつかあるかと思えます。具体的には、会長の選任時の公表事項でありますとか、選定助言委員会、運営助言委員会にどういう人がなれないのか、例えば会員がなれるのかなれないのか等、そういうようなことが規定される可能性が高いと思われまます。

最後に日本学術会議法附則第22条第2項に基づく内閣府令ということで、この附則第22条というのは、ここに書いてある通り、成立時総会、本年10月の総会のことを規定しておりまして、本総会は、会長の職務代行者が招集することになっているのですが、具体的にその招集通知をどうやっていくのかという手続きを規定することを予定しているというふうに聞いております。

これらについても、案が出てまいりましたら、本委員会でもご説明させていただく予定でございます。ご説明以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。何かございますでしょうか。

○川嶋委員

十分な時間も取れませんでしたので、気がついたところですが、まず大事なことは、衆参両議院で附帯決議がついていることとの関係です。その附帯決議、例えば参議院のものでしたら、附帯決議の第8項に、「政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を

定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。」こういうふうに書いております。これは政府がまさに内閣府令を定めるときの重要な指針になるかと思いますが、そういう面で、この今の内閣府令（案）で「独立性、自主性、自律性」がきちんと確保されているのかどうかを、まず、確認する必要があると思いました。これは大きな点でございます。

それで、先ほど、この内閣府令はあくまでも案であって、修正も可能だというお話をいただいたと思いますので、十分に考えられたものではございませんけれども、例えば、この内閣府令の中には、「独立性、自主性、自律性」という言葉が出てこないわけです。ある意味で当然のことだということなのかも知りません。新しい日本学術会議法の下での活動ということで、この法の網がかぶっているということでは、それでいいのかもわかりません。しかし、少なくとも監事は、新日本学術会議法第二条に法の趣旨が書いていましたので、「法第二条の趣旨を尊重し、活動しなければならない。」という条文を入れる。その前に「独立性、自主性、自律性を尊重し」という文言も入れるということも、考えていいのではないかと思います。当たり前ではないかと言われるかも知りませんが、確認的な意味で、まさに附帯決議を活かすことにもなるかと思いました。大きなところでは、訓示規定というか、そういうふうに監事をお願いしたいということ、学術会議側としては発信する必要があるのではないかと思います。

それから同じく、資料1の（概要）というところで、「監事の監査」の内容についてご説明いただきました。その●の2つ目の・の、「法が定める目的及び中期的な活動計画に定める目標の着実な達成に向け効果的・効率的に業務が実施されているか」ということですが、ここも、読めばその通りというふうにも読めなくはありません。ただ、「中期計画」ではなくて、あくまでも「中期的な活動計画」という日本学術会議独自の活動計画であることに鑑みますと、私はこの目標の「着実な達成」ということの意味がちょっと十分に汲み取れていない面もあるのですけれども、やはり「その目標の性質や内容に鑑み」とかの文言を入れるべきだと思います。一概に目標と言いましても、いろんな目標があるわけですので、具体的な、あるいは抽象的なものでもいいのですが、「目標の性質、内容に応じた評価がなされる必要」があるのではないかと思います。「目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか」ということですが、ここに定める目標について、「その性質、内容に鑑み」とか、普通の独法の目標とは違う性質があるかと思いましたので、そういうことを具体的に表すような言葉を入れておいた方がいいのではないかと思います。それはかつての有識者会議でのお話から始まって、学術会議における法案の説明のところでも、通常の独法とは違うということが言われ続けておりましたので、先ほど、横並びという言葉が使われたと思いますけれども、必ずしも、横並びにするのが適切かどうか、私はよくわかりませんので、このあたりは議論の余地があるのではないかと思います。

監事について、大きなところがそういうところですが、あと一つだけ申し上げれば、「評価」のところ、定量的な評価に資する面はあるのかもわかりませんが、

学術的な活動における「数値」の意味というのが、私はちょっと理解できないので、何か工夫をしないと、結局数値に縛られてしまう可能性もなくはないと思いました。それが学術の発展にとって、必ずしも望ましいことかどうか、私は少し疑問に思いますので、そのあたりについて、若干ご議論なり、ご検討なりいただければと思いました。以上の点でございます。

○光石委員長

ありがとうございます。まず、事務局にお伺いします。これは今あくまでも案が示されたという状況で、こちら側から何か意見をフィードバックできる余地はあるのでしょうか。

○事務局

はい。資料1に書かせていただいておりますけれども、本府令の公布時期は5月を目途ということで内閣府は考えていると、少しまだ日数がございます。ただ、彼らの方も中での手続き等がございますので、ギリギリというわけにはいかないと思うのですが、例えば今月中ぐらいにもしご質問や修正ご意見などございましたら、それを内閣府の方に出して調整することは可能であろうと思っております。

○光石委員長

はい。今月であればいいのかもしれませんが、例えば、総会でとなると、4月9日、10日で、意見が出ないとも限りません。それですと遅すぎるのか、ギリギリなんとかなる範囲なののでしょうか。日程的にはどうでしょうか。

○事務局

そうですね。そこは内閣府の中でも想定している日程がありますので、少し彼らとも調整をする必要があるかなとは思っています。今の段階では絶対ダメということではないかとは思っています。

○光石委員長

はい。総会で意見が出る可能性はありますので、できるだけそれを反映できるような日程にしておいていただけるといいと思います。

先ほど川嶋先生からいただいた意見について、今すぐここでできる、できないと言うことは難しいとは思っています。何か、事務局としてこうではないかというようなことがもしあればお願いしたいと思います。確かに川嶋先生の話を知っていると、いわゆる KPI 的な目標が掲げられ、それが達成できているかどうかのようなことも起こらないでもないと思います。私達は、あまりそのような KPI 的な中期的な活動計画を立てる予定はないと思います。何かもし事務局からコメントが今の段階であればと思います。いかがでしょうか。

### ○事務局

はい。おそらく役所的な感覚からすると、内閣府令というのは、かなりレベルが下の規定になりますので、あまり理念的なことは書かずに淡々と事務的なことだけを書いているというので、そういう感覚で多分内閣府の方も作っているのかなという感じはいたします。なので、おっしゃられたようなご意見は、もちろんご意見出されれば、内閣府側と調整をいたしますけれども、そういう観点から、あまりそういう独立性が、みたいなことは、現段階では書かれないのかなと思います。それから最後にご指摘のあった、指標の数値の関係でございますけれども、必ず計画に業務に関する指標、つまり数値的な目標的なもの、そういうものを設定するということがマストになっているわけではないと理解をしております。以上でございます。

### ○光石委員長

川嶋先生、今、何かあればどうぞ。

### ○川嶋委員

はい、ありがとうございます。確かにおっしゃる通りだとは思いますが、まず細かいこと、内閣府令は下位規範であるということ、だから具体的なことが書いてあるということです。その具体的なことというのは、やはり、具体的に縛られる可能性があることということでもあります。できればそのあたりは、もう少し幅がある形にしていただければありがたいと思います。

なぜかと言いますと、事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら点検及び評価を行った結果を明らかにした自己点検評価書という、一期目はというか、最初の6年はともかくとしまして、次の6年以降は、その前の年度や期における業務の実績とか、それについての結果が出てくるわけです。先ほどおっしゃられた通りですけれども、そうすると、数値を書かないといけない。例えば意思の表出が15件あったとか、30件あったということだとすると、それが意味で目途みたいな、実績みたいなものになってしまいかねません。そうすると、その1割増しとか2割増しとか、そういう数値目標が、どうしても立てられざるを得ない状況が、年月を経るに従って生じるのではないかと私は思いました。従いまして、少なくとも「数値等」と、「等」を一文字入れることによって、数値だけでなくもいいというようなことが言えるのではないかと。そういうことが考えられるかと思ったので、指摘をさせていただきました。それから先ほどの「独立性、自主性、自律性」というのは、訓示規定ですので、そのあたりはおまけみたいな感じで内閣府に入れてもらうことは、可能ではないかと思いました。以上でございます。

○光石委員長

はい。具体的な例も示していただいたということかと思います。確かに、提言を何件発出したと報告書に書きたくになります。本来は、インパクトを与えたかどうかということだけではなく、政策決定時に考慮された提言がどれくらいあるかということが重要です。例えば、Science for policy に関するものであれば、そのような指標の方が重要です。私達の論文でも、論文数がいくつかではなく、インパクトを与えたメインの論文3本にどのような論文があるか、本来はそれで評価すべきであると言われていています。ともすれば、繰り返しになりますが、提言の数がいくつとなりがちです。そのようにならないようにということも示唆されていると思います。

○磯委員

今の数値のところですが、学術会議は最近、研究力評価で量よりも質と、量も大事ですけど、質はもっと大事だという提言を行っていますし、国もそういった動きを評価の中で取り入れようとしているので、この際、量的指標または質的指標という形で、具体的に選択肢を入れておいた方がいいと思います。

もう一つ、川嶋先生がおっしゃったことで、私も気になったのは目標の着実な達成というところです。着実な達成というのは、解釈によっては量的指標に重みが置かれてしまうので、慎重に考えた方がいいのではと思いました。

○光石委員長

はい、着実なはない方がいいかもしれません。定量的な評価にしないようにと言っています。しかし、一方で定量的なものが重要であると言っている人もいます。

○三枝委員

今の目標の着実な達成に向けてのところですが、内閣府令を変えられるかどうかはわかりませんが、研究所の団体の方が自分で定める監事監査規程の中には、中長期計画等に基づき、使命の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を確保することを目的とする、というものもあるので、内閣府令に対して意見を言って却下された場合は、学術会議の持つ使命や憲章に記載されているような表現で、自分でルールを決めるというのは、少しは可能かなと思いました。

あと、数値についてはどうしても、新しい監事の方が来ると、何パーセント達成しましたかというような会話から始まることありますが、そこは時間をかけて、例えば学術講演会を何回やりましたとか、そういうものは数を載せてもいいですけども、重要なものに対して数値で測るということは、ここでは慎重にやっておりますとか、コミュニケーションしながら作っていくのかなと思いました。以上です。

## ○光石委員長

はい、ありがとうございます。これも、適切に直せるのであれば、直していただく方がいいと思います。

その他気になるところはございませんでしょうか。他はよろしいでしょうか。今日で終わりというわけではありません。今日はこの後、議論、確認しないといけない事項が多いので、この件についてはここまでとします。もし、何か気になるところがあれば、早めに事務局に、一番遅くても総会の時まで、総会の時で間に合うのかどうか分かりません。そのようなタイムスケジュールでお願いします。

では、次の議題、議題1です。資料2に関するところです。この資料のうち、青い枠の中に示されております意見交換会における意見の部分を除いた準備委員会における議論の内容を、4月の総会において準備委員会の方針案として示す予定です。方針案として示す内容について、本日は、全体的に議論をまとめたいと思います。前回までに6の委員会までの議論が行われましたので、今日は6あるいは7以降を中心に意見の交換をしたいと思います。

青がついていない部分の一言一句が総会の資料となるわけではありませんが、これをもとに、総会での説明資料、この準備委員会の方針案ということでお示しすることになるかと思えます。繰り返しの部分もあるかもしれませんが、ご意見をいただければと思います。これもまず事務局に説明いただきたいと思えます。

## ○事務局

はい。それでは事務局以降のところについてごく簡単にご説明をさせていただきます。

まず、事務局については、意思の表出における事務局の関わりが、助言というのがもともとの案だったのですけれども、それについて意見交換会においていろんなご意見があり、補佐というふうに修正をさせていただいているところでございます。その他、これは前回もご説明したかと思いますが、専門人材の必要性、いわゆる URA の方はもちろんのことですけれども、企画とか広報とかいうようなこととか、国際連携や IT の専門職確保も必要であるというようなご意見があったところでございます。

続きまして、8番、運営助言委員会でございますけれども、これについては、助言委員の選考そのもの、どういう方になっていただくかということについては、新体制においてやっていただくという、つまり現体制で行わないというのが元の案でございます。ただ、そのメンバーとして望ましい人として、例えば、学術会議について詳しい元会員等の方に入ってきていただくかどうか、あるいは組織運営、経営、国際、広報について専門性を有する方が望ましいのではないか、というような案が示されたところでございます。意見交換会においては、やはり学問の世界が分かっている、理解していただける人になってもらいたいというご意見がある一方で、元会員等の方たちが中心になると、年齢的に上がるのではないかというような、ややネガティブなご意見もあったところでございます。

続いて、会長候補者選考でございます。これについては、最終的にはもちろん10月の成立時総会において選考されるわけでございますけれども、それに先立って、会長候補者選考を行ってはどうかという案を提示しております。具体的には会長候補者選考委員会として、現行の幹事会がその役割を担い、幹事会構成員の方が複数記名で投票をし、例えば、5名から10名ぐらいの候補者を選考してはどうか。その中には、承継会員の方と、今回新たに会員になれる方、両方入れてはどうか。それで選考された方については、業績と抱負を提出していただき、提出された方と自薦者を会長候補者とする。その方は、10月の総会で所信表明を行った上で投票を行う。ただ、その際には候補者以外の方を投票しても構わない。それから、これまで行っていなかったWebで参加した方も投票権を与えるとしてはどうか。それから、投票においては、投票数を示さないほうがいいのではないかと、こういった案を示したところでございます。意見交換会でございますけれども、特に27-28期、つまり新たに会員になれる方について、いきなり会長というのは、マネジメントの経験が不足しているのではないかとというご意見がある一方で、候補を選ぶ対象とするのでいいというご意見もあったところです。それから、任期が終わる幹事会が推薦を決める、候補者選考委員会の役割を担うのが、権限が集中するのではないかとといったご意見、会員の意見を広く聞いて構成を決めるべきではないかとといったご意見があったところでございます。以上が会長候補者選考でございます。

続いて10番、地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等です。若手アカデミーについては、いろんな分野における事情等に鑑みて、年齢要件を50歳未満に引き上げてはどうかということ。それから、特任の連携会員を活用して、若手アカデミーにふさわしい方を推薦して加えていくこともあり得るのではないかと。それから、若手アカデミーの会員の選考にあたって、書類の確認や役員会による面接等の方法をとってはどうかといったご意見がございました。

栄誉会員については、栄誉会員そのものというよりも、こういったことも含めた様々な、表彰とか推薦、外部からの依頼などに対応するための表彰推薦委員会のようなものを置いて、その委員会において、栄誉会員制度を議論してはどうかというご意見がございました。

地区会議等については、基本的には現行制度維持というご意見であったかと思っておりますけれども、例えば地方学術会議については、実態を踏まえて、「地方学術集会」とするということもあり得るのではないかとというご意見があったところでございます。以上が地区会議等でございます。

それから11番目、ガバナンスの関係でございます。ガバナンスについては、まず計画等を検討するための委員会を置く必要があるということで、その構成員として会長、副会長、会長特別補佐プラスアルファとすることが良いのではないかと。一方で、ボトムアップで意見を汲み上げる仕組みが必要であるといったこと。それから中期的な活動は年度単位ですので、会員の選任と時期がずれますので、そのことを踏まえて、柔軟な形で、計画を定めて、必要に応じて見直すことが良いのではないかとというご意見がございました。それから、外部

評価、現在行っているものについては、引き続き維持はするけれども、一方でそれを自己点検評価において活用することとしてはどうか。具体的には、まず学術会議の活動実績に対して外部評価を行って、それを踏まえて法に規定されている自己点検評価を作ってはどうかといったご意見があったところでございます。意見交換会におけるご意見でございます。これは主として、監事についてございました。監事が組織にどのように関与して役割を果たしていくかについて、さらに議論が必要であるとか、意思の表出に監事権限が及ぶのは問題であるといったご意見があったところでございます。

続きまして、このあたりから最近ご議論いただいたところですが、12番、意思の表出でございます。これは非常に沢山のご意見がございましたので、できるだけ、端折って申し上げます。まず、プロセスについてでございますけれども、部の役員等への負担が大きいことに鑑みて、査読の集約などをしてはどうか。それから査読体制について、科学的助言等対応委員会からの選出に加えて、エディター、取りまとめ役の方を置いてはどうか。そういった方は、会員や連携会員のうちから30人程度を指名して、公表しておいて、意思の表出をする毎に選ぶけれども、どなただったかについては明らかにしないというのが良いのではないかと。それから、査読については、読みやすさだけではなくて、一般常識的な点、それから外目から見て違和感がないかという点からチェックが必要ではないか。それから、スピードアップ型・トップダウン型とボトムアップ型と2種類に分けてもいいけれども、名称を考えなければいけない。それから、1期内で審議が完結しないようなものについては、記録として次期に承継することも可能であることを明記してはよいのではないかと、といったご意見がございました。

意思の表出の実現については、意思の表出の結果を、政府であるとか関係団体等の関係者にうまく届ける方向について検討すべきであるということで、そのための事務局の強化も必要であるというご意見。それから、政府の審議会でも検討されているものについては、どんどん検討が進んでしまうので、それに合わせるよう、特別な方法で迅速な査読を行うかどうか見極めをしっかりと行う方が良い。それから、一つの結論を出すことが必ずしも必要でなくて、結果として両論併記や多様な意見を示すようなこと、ここまで言えるということを誠実に示すことが求められるのではないかと。

最後にフォローアップでございますけれども、フォローアップについては、必ずしもその通りに実現したかどうかというのが、評価ポイントというだけではなくて、両論併記した結果どうなったか、取り入れられた点と取り入れられてない点をレビューするということが大変であるということでございました。

意見交換会においては、やはりスピード感が重要だというご意見もあれば、質を高めるための仕組みとして、フィードバックの導入、分野横断的な連携が必要だといったご意見。それから、実際にわかりやすくしてもらうための、webページや動画などの工夫などが必要であるといったご意見。また何回も一貫して出てきているようなテーマについては、例えば検索を改良したりして議論の流れが追えるようにするべきではないかと。こういったご意見があ

ったところでございます。

それから13番、前回ご議論いただいたところですが、国際活動でございます。こちらについては、現行内規に規定されている、閣議口頭了解を得るとされている規定は削除するという。一方で総理大臣のメッセージあるいは大臣の来賓挨拶等については、引き続き必要に応じて依頼するといったことがございました。意見交換会では、予算の確保などについてのご意見があったところでございます。

最後に、学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェでございます。こちらについては、学術フォーラムとシンポジウムは、それぞれをどういうふうに分けするかということについて、前回ご議論いただいたところでございますけれども、基本、主催者が判断するという。厳密な定義をするということではないのではないか。一方で事務局の人的支援、それから旅費等の支給については、内容によって一定の線引きが必要であるといったご意見。それからサイエンスカフェについても全体の予算を見つつ、一定の支援をしても良いといったご意見がありました。それから、いわゆる自己資金との関係で、学術フォーラム、シンポジウム等における参加費等の徴収については、参加費を払うことで主体的に参加してもらうという観点では行ってもよいといったご意見がございました。意見交換会については、ここに書いてあるような、もっと情報共有できるようにすべきであるとか、事務局の支援機能を強化すべきといったご意見があったところでございます。

次のページからは、その他ということで、非常に広範なご意見をいただいておりますけれども、時間の関係もございますので、今日の説明からは割愛させていただきます。以上でございます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。説明のように広範です。どこからでもと言うと散漫になりそうですので、項目ごとに意見、コメントをいただきながら進めていきたいと思っております。

まずは、事務局、補佐の箇所です。専門人材を積極的に登用する件について、例えば、先ほど説明がありましたように、企画、広報、国際連携、ITという項目を挙げて、積極的に登用することが望ましいと、文言としても入れておくのがいいと私は思いました。

#### ○川嶋委員

私も今の会長のご意見に大賛成です。実は最初に手を挙げさせていただいたのは、この議論に入る前の先ほどご説明があった閣法の問題です。5月を目途に決められるということですが、現在の日本学術会議法の第三条第一号のところに、日本学術会議の職務、「科学に関する重要な事項を審議する」というような、確か項目があり、それとの関係で問題があるかと思っております。先ほどご紹介あったように、かなり具体的な内容が書かれているもので、日本の科学の将来、日本学術会議の将来にとって非常に重要な問題、課題を示すものではないかと思っております。従いまして、現在の日本学術会議法の第三条第一号に基づいて、この閣法の意

見交換については、次回の総会で行うということ、内閣府にお伝えいただくというのが、私は一つの筋ではないかと思いました。

そうでなければ、総会までに修正なり、ご意見は締め切りましたということ、総会で話されたり、あるいは質問に応じて回答されると、総会の進行自体がどうなるか不安に思います。日本学術会議法の現行法第三条第一号に基づいて、学術会議と書いていますけれども、意思決定機関は総会ですので、総会で意見交換をしたいので、それまで猶予をいただきたいということ、是非ともお願いいただければと思います。それは衆参両議院の附帯決議の趣旨にも沿うことではないかと思いました（参議院の附帯決議第一項「政府は、・・・日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。」参照。衆議院附帯決議第一項も同旨）。それを申し上げたかったので、最初に手を挙げさせていただきました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。事務局、今の川嶋先生の点についてはいかがでしょうか。

○事務局

ご意見があったことを踏まえて、内閣府と調整をいたします。

○川嶋委員

ありがとうございました。

○光石委員長

今日のこの資料1は、おそらく、日本学術会議と事前に確認したいために、出しているものと理解をしています。

○川嶋委員

先生がおっしゃったことは非常にごもつともですけれども、普通、法律でも、まず法律案が示されるということはございますので、たたき台として示すことには、私はあまり問題がないのではないかとはいえます。それも踏まえて、内閣府とご検討いただければありがたいと思います。

○光石委員長

今日いただいた意見が反映されて、仮に変更がされるのであれば、その段階のものでもいいと思います。

○川嶋委員

ありがとうございます。それでももちろん結構でございます。

7に入ってよろしいでしょうか。事務局のところでは、光石先生がおっしゃられたご意見に賛成で、事務局の強化というのは、非常に重要な課題だと思います。それで今の7の一番上のところですけども、「補佐」の一行上に、「客観性」という言葉が入っております。この表現では、意思の表出の内容に立ち入る可能性があると思いました。その内容に立ち入ることについては、あるいは結果的に立ち入らざるを得ないことになってしまうと、実は事務局の責任の問題にもつながりかねなくて、私は問題が生じる可能性があると思いました。従って、この「客観性」というのも「形式性」ぐらいにしておくのがいいかと思います。何が客観的か自体が、学問的な論争になる可能性もございますので、私は、事務局の負担と責任をできるだけ軽減するべきだと思いました。あくまでも意思の表出の責任は意思の表出の主体、最後は学会会議（会員の総体）ですけども、そこに委ねるという切り分けをしておいた方が、安全ではないかと、私は思いましたので、ここは「客観性」を「形式性」に変更していただくと非常にありがたいと思いました。

前の意見交換会のところでも、確かこの「客観性」のところは疑問を呈されていた会員もいらっしやったかと思っておりますので、私もその基本的な疑問に共感するものでございます。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。例えば、この文言として、意思の表出において、客観性の箇所を削除して、過去の意思の表出との整合性、文言の適性化と、先生が言われた形式性という表現でいいでしょうか。

○川嶋委員

もちろん、それで結構です。はい、その方がいいかなと思います。

○光石委員長

形式性が最初に出てくるのではなく、最後にする方がいいのではないかと思います。

○川嶋委員

はい。異論ございません。

○磯委員

多分、客観性を最初に入れたのは、査読の段階で詳しく確認をしているのですが、必ずしも根拠が確かでないものが散見されることがあります。その意味で、客観性という表現を使用したのですが、客観性を事務局が判断できるのかという議論となるので、客観性の判断は

査読者が行うということで、ここでの客観性の表現は削ることでよいでしょうか。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。基本的にそういうことでございます。確か、査読の要件、あるいは意思の表出の形式については、一定のルールがありましたので、そのルールをここに入れ込むということも含めて、先ほど光石会長が提案されたような適正化の後に、「形式性等について補佐することができる」と直して、「客観性や」を削除するということで、私はいいのではないかと思います。

○磯委員

客観性については、査読者、そして取りまとめ委員が判断するということでよろしいですね。

○川嶋委員

はい。おそらく、ここに「等」と書いてありますので、この客観性、査読者の専門的な知見から考えた問題性みたいなものは、この「等」の中に含まれると考えていいのではないかと思います。ただ、これはあくまでも事務局が主語になっていますので、そのあたり、疑問が生じるので、表に出さない方がいいという趣旨もございます。

○磯委員

はい、理解しました。

○光石委員長

実態としてはどうでしょうか。例えば、どのような体制が組まれるかにもよりますが、エディターインチーフですとか、アソシエイトエディターにこのような懸念はありますという助言、補佐をすることはあるかもしれませんが、それをエディターインチーフが取り入れるかどうかは、やはり会員であるエディターインチーフが判断するというところに実態としてはなるかもしれません。

○磯委員

光石先生のおっしゃる通りですが、査読において仲間意識からか査読が緩やかになってしまいうということがあって、その点、外部の査読員はそういうことは少ないので、厳しい意見が出てくるのですが、最終的に判断するときに、そこはいいのではないかとということで通ってしまう場合もあります。そこをしっかりとゲートキーパーするのがエディターインチーフなりエディターと思います。そのための権限はやはりしっかりと附与するのは大事かと思えます。

○光石委員長

そこは、エディターインチーフは心を鬼にしてやっていただくしかないと思います。

○磯委員

そういう意味で、客観性の文言を削ることは私も了解です。

○光石委員長

はい、他にはいかがでしょうか。また戻ってきても構いません。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、運営助言委員会です。ここはあまり書いていませんが、何かございますでしょうか。元会員ばかりではないので、多少高齢の方がいらっしゃっても、仕方ないのではないかと思います。特にご発言ないでしょうか、よろしいでしょうか。

はい、では続きまして会長候補者選考です。これはいろいろ意見があるかもしれません。私の感想としましては、二段階選考にするということについて、あまり反対はなかったと思います。候補者選考委員会（仮）について、これを現行の幹事会としていいかどうか。③について、人数が確定ではなくて、曖昧な範囲で書かれていますが、ここは確定する必要があるかどうか。もう一つは、得票数を示さない方がいいという意見もあれば、早く収束するから示した方がいいという意見も中にはありました。これについてご意見があればと思います。どうでしょうか。

会長候補者選考委員会を、どのような人を入れて作るかという議論をすると、結構大変になるのではないかと思います。その委員会で挙がってこないような人は継続性を考えるとどうなのでしょう。

○川嶋委員

私は基本的に異論がないのですけれども、一点だけ気になるのが、次回の会員候補者になれる人がどういう人かということとの関係です。実は、今の会員、26期で終わる会員も、次期の会員候補者になり得るという解釈が示されておりまして、そのように動いていますので、一つ私が気になるのが、特別利害関係人は排除されるというような、何らかの規定を置いた方がいいのではないかとこの点です。と申しますのは、今の幹事会の方々というのは、皆さん、学問的にも人格的にも優れた人たちですので、それ自体ある意味で非常に有力な会長候補からなる集合体というふうにも考えられるわけです。その中から会長候補者が選ばれるということになり、実際に会員候補者が選ばれるということも十分考えられると思います。そうしましたら一定の段階でその方はもう自己が関わるころの意思決定の手続には関わらないというような規定を内規的な、紳士協定的なものでいいと思います、常識的だと思いますけれども、自ら身を引くという回避の手は十分あると思うのですが、一応考慮しておいたほうがいいのではないかと思います。ただ、問題なのは、どの段階でというのが非常

に微妙であったりしましたので、皆さんのお知恵をお借りできればと思いました。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。これは、例えば、幹事会で、予備的な会長候補者を何人か挙げるという段階で、例えば、自分自身が26-27期、あるいは27-28期に、この段階では会員になることが決まっている、会員候補者になっている人がいれば、その方は、幹事会で投票をするとして、そこではご自身は投票されないということでしょうか。

そこのご意見も含めて、他の方がいいでしょうか。

○磯委員

例えば、大学の教授選考委員会において、その中のメンバーが候補者になっている場合は、投票から外れるというのはよくあることなので、何かしらそういうプロセスは必要と思います。

○光石委員長

その後の総会での投票においては、ご自身は入っていてもいいのでしょうか。

○川嶋委員

それは別に問題ございません。

○光石委員長

そのことも記載しますか。例えばということで。事務局としては、具体的に③の今幅がある形で書いてある人数のところは、このままでもいいのでしょうか、人数を決めておいてほしいなどどうでしょうか。

○事務局

最終的にどういう形で投票を行うのかということは、今現在で決まっていなくてもいいのかもしれませんが、先ほどの利害関係とのことにも絡むのですが、複数名となった時に、例えばこの投票、例えば最大3名まで、それぞれの幹事会の方が書いて、その中から複数名選ぶといった時に、例えば何人以上の人みたいな形で選ぶのか、何票以上の人を選ぶというふうにするのかとかいうところは最終的には決めておく必要があるのかなと。

○光石委員長

もちろん決めないと選考できないと思います。この段階では決めていなくてもいいのでしょうか。

○事務局

最終的に選考するまでに、きちんと決定していればいいのかなとは思いますが。

○光石委員長

得票数を示すか示さないかという件はどうでしょうか。今決めなくてもいいでしょうか。

○日比谷副委員長

このところで、5～10名程度の候補者を仮に選考する。例えば5名としますよね。その下のところで、業績、抱負の提出がない者は、会長就任を辞退するものとみなすと。そうすると、ある程度多めにとっておかないと、これに選ばれたからといって私は会長にはなりませんという方が続出してしまうと困ることになるのではないかと。実は、25期の初めも比較的すんなり梶田先生に決まりましたし、今回もそうでしたけど、その前の時はとても大変だったそうで、当選した方が次々に私はできないとおっしゃって、大変に長い時間がかかったと聞いています。今回はそういうふうにフラットにいきなり投票するわけではないですが、ここで、5名～10名程度を選んで、どなたからも提出がなかったらどうするとか、すく少なかったらどうするかということは、ちょっと考えておいた方がいいのではないかと不安がございまして、一応申し上げておきます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。ある程度多めにしておく方がいいのではないかとのご意見とします。5より10の方がいいのではないかとのご意見かと思えます。

他にいかがでしょうか。特にこうすべきであるという意見がなければ、そのまま進めて、総会もあり、その後に意見交換会もありますので、そこで、もう少しご意見いただくということでもいいかと思えます。よろしいでしょうか。

では次、地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等です。これも順番に、まず若手アカデミーについて、いかがでしょうか。

○川嶋委員

内容については全く異論ございませんが、一点だけ、以前、若手アカデミーの方がご要望というような形で何項目か確か挙げられていたのではないかなと思えます。その中に、ちょっと記憶が定かではないですが、会員の枠として、何パーセントかを、若手アカデミーの要件を満たす方を会員に選んでもらいたいというご要望もあったのではないかと思えます。それゆえ、何らかの形で、それに対する回答を、今期は厳しいかもわかりませんが、訓示規定というのか、努力義務でもいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。例えば会員の10%は若手アカデミーに、何歳以下の者とするのが望ましいとか、うまく規

範化はできない、条文化ができにくい問題かと思いますが、一定数の確保ができるような形で、考えておけばいいのではないかと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。若手アカデミーからの要望書はすぐに共有できますでしょうか。

○三枝委員

今、私からできます。若手アカデミーは9月に小野さんから、アクションワーキングで話していただいた時のメモですけども、まず、最初の要望は、年齢としては45歳未満が妥当ではないか、国際的なグループもこんなもので、50歳となると少し高いなというのが一つありました。それから、新しい会員制度においては、例えば全体の10%を45歳未満という要望も確かにありましたが、これをつけますと、ますます会員の多様性の確保が難しくなるので、確かこのご要望については少し難しいかなというようなお話をしていたような記憶があります。

あとは、若手アカデミーの方は非常に若いうちからアクティブな方が多いので、例えば45歳未満で連携会員になった方は12年やってもまだ50代の半ばだったりして、それから会員を6年やっても、その後まだまだ働けるのに、そこで引退してしまうというのはもったいないということで、1回休んで、もう1回できるようになったらどうかという話がありました。それについては今回のルールだと、連携会員（特任）の枠を少し大きくすれば、余人をもって代えがたい方については、その後でもできるのかなと今思っております。私がよく知っています重要な要望は、このあたりかと思っております。以上です。

○光石委員長

はい、川嶋先生が言われたのは、この45歳未満を10%程度という、この件でしょうか。

○川嶋委員

そうですね。はい、ここだと思います。

○光石委員長

これは少し議論した記憶があります。

○磯委員

若手アカデミーの年齢要件の意義と方向性について、欧米では20代後半で独立し、30代前半で教授になってPIとして活躍する人も多くいますが、日本では40代未満では自立する研究者は比較的少ないため、人材確保の観点から45歳までという形となったかと思いま

す。しかしながら、第二部の分野のうち、臨床医学系では若手アカデミーの人はいないことから49歳以下という案となりました。

#### ○光石委員長

事務局にまとめていただいたこの文章の中には書いてあります。40歳代半ば以下の人の人数が多くなるようにするのが良いのではないかということです。以前は45歳頃がちょうど教授になる年齢ではないかと思えます。最近はまだ少し遅くなっていますでしょうか。その年頃は論文の投稿、業績を上げるのに勤まないといけないので、日本学術会議の用務はしにくいという意見があったと思えます。

#### ○尾崎委員

磯委員のご指摘の通り、本件については第二部内でも議論を重ねてまいりました。年齢制限に関し、臨床系の委員からは、臨床修練期間を考慮して「40代前半まで」対象を広げるべきだという意見や、女性の臨床医についてはライフイベントによるキャリアの中断・遅延を加味した柔軟な対応を求める声が上がりました。一方で、基礎系の委員からは「現行の基準で差し支えない」との意見もあり、部内でも多様な視点からの議論がありました。最終的には、おおむね「50歳未満程度」とすることで合意が得られる状況にあります。

また、海外の事例に関連して、会員から「グローバルヤングアカデミー（GYA）」の規定が紹介されました。それによりますと、対象は「博士号取得後3～10年程度、30～40歳前後で、独立したキャリア初期段階にある情熱ある若手研究者」と定義されています（現在、原文をチャットに送付いたしました）。今後、対外的に説明を行う際の一つの参考指標になるのではないかと意見も出ています。

総じて、ダイバーシティの観点からは「50歳未満」という方向性が現状に即していると考えられますが、その一方で「若手」という呼称が実態に合うかどうか、再考の余地があるとの指摘もありました。いずれにせよ、現状の若手アカデミーには臨床系の研究者が不在であるため、臨床現場特有の事情が十分に反映されにくい構造にあるという点は留意しておくべきだと考えます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。名称について、確かに一度議論して、海外がヤングアカデミーと、ISCなどで言われていますので、このままが良いのではないかということにしたと思えます。

今、実施している外部評価委員会において、委員から、学位取得後何年という方がいいのではないかという意見もありました。グラント、科研の獲得においては、そのような考え方もあるかもしれませんが、ここの議論では、例えば、ライフイベントについての議論をするような時には、やはり年齢で考える方がいいというのが、この小野代表からの意見と思いま

す。

○尾崎委員

基本的には、第二部としてもこれまでの議論の方向性に異存ありません。ただし、補足情報として、海外の若手アカデミーの事例においても「博士号取得後の年数」などが具体的な要件として定義されているという点は、念頭に置いておく必要があると考えます。

また、先ほどの会長選挙に関する議論についても、第二部内で出された意見を一点お伝えします。部内では、選考および投票のプロセスにおいて「可能な限りの透明性を確保すべきである」という意見が、全般的に、かつ強く出されました。具体的には、投票の過程をどのように開示し、公正性を担保するかという点について、事務局および幹事会には、会員が納得できるよう、きちんとした説明と対応を求めたいという意向です。第二部における総意に近い意見として、付言させていただきます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。透明性がなくなるプロセスは何かありますでしょうか。懸念されるプロセスが今の案の中にありますでしょうか。

○尾崎委員

これまでの運用では、投票数の開示はあまりなされてこなかったのではないかと認識しております。その点の透明性が担保されるかどうか懸念点です。

○日比谷副委員長

しています。

○尾崎委員

承知いたしました。部内からは、投票結果を確実に開示してほしいとの要望が出ておりましたが、すでに開示される運用になっているのであれば、現状の通りで問題ありません。

○光石委員長

開示するかどうかについて、もちろん立会人は置いて実施することになると思いますが、それと透明性とは必ずしもイコールではないかとも思いますが、投票のところはいいですか。若手アカデミーについて意見をお願いします。

○磯委員

今の尾崎先生の第二部での議論は、例えば首相の選挙の時に1回目の投票で投票数を出し、さらに次の投票の時も得票数を出すというやり方もあり、他方でローマ教皇選挙のよう

に、最後に多数を取った時に煙突に白い煙が出る形があります。それぞれの投票ごとに投票数を開示してゆくか、全部の投票を終えた段階で、1回目はこうで、2回目はこうでと報告するか議論かと思います。

#### ○光石委員長

本委員会ではどちらがよいを示さずに、会員の意見をいただきましょうか。

若手アカデミーの年齢は、今ですと45歳制限ではなく50歳とし、しかしやはり40半ばの人が大多数になるようにというのが、ちょうどいい案ではないかと思います。これでいいでしょうか。今は、若手アカデミーに手を上げた人は全員なっているのでしょうか。幹事会で議決することになっていきますでしょうか。事務局、今のプロセスわかりますか。あるいは会長の決裁になっていきますでしょうか。前回の議論では、若手アカデミーといえど、全員していかどうかという議論をしたと思います。これも、中ポツの3つ目に書いてありますように、面接等の方法により選考を行うことが良いのではないかということです。ここに書いてあることで、基本的にはいいでしょうか。

栄誉会員の箇所はいいでしょうか。

地区会議、地方学術会議の箇所はいかがでしょうか。ここもいいでしょうか。

次、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価、内部監査についてはどうでしょうか。

今、三枝先生のワーキングで外部資金について議論されており、その最後のところの審査委員会において、その外部資金が、有効に、適切に獲得、使用されているかという何らかのフィードバックが必要ではないかと言われています。自己点検評価の中にそういう事項も入ってくるのではないかと思わないでもないです。事務局にはすぐには難しいと言われていますが、外部資金と、自己点検評価の関係について、何かご意見はありますでしょうか。この自己点検評価の中に、外部資金に関することも入ってくるように思います。

#### ○川嶋委員

私は一番最後の自己点検評価を通じて内部監査の機能を果たすというところに、それが入っているのではないかと感じておりました。利益相反も含めて、また、外部資金の用途の問題も含めてここに入っているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○三枝委員

自己資金ワーキンググループのガイドラインの準備については、光石先生がおっしゃったように審査委員会というものを書いてあるのですが、その資料を出す時には、これらは学術会議全体の体制・制度に応じて修正するというふうを書くようにしようかという相談をしております。ガイドラインに沿って適切に執行されているかという審査結果を自己点検評価に含めると書けばよいと思っております。なので、できるだけ、プロセスがシンプル

になるように、持っていくことができると考えております。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。そういう意味では、自己点検評価の中には、いくつか必ずチェックしないといけない項目があり、そのうちの重要なものの一つが会計、外部資金に関するところだと思います。

したがって、中期的な活動計画の実施状況は当然重要な自己点検評価の項目であろうし、外部資金等会計についても重要な自己点検評価の項目ではあるかと思えます。

○磯委員

私も三枝先生、会長のご意見に賛成で、あまりに色々な委員会を作るとそれらの整合性や効率性の観点から複雑になることから、自己点検評価の委員会の中で、外部資金等についても評価していく形でいいかと思えます。

○光石委員長

はい。三枝先生、次の総会で、例のポンチを出すのであれば、そこは自己点検評価の一部として実施するというようことでもいいかもしれません。

○三枝委員

最初からそういうふうに小さく書いておきましょうか。

○光石委員長

全体の中でというのはそのような意味です。

○三枝委員

思い出しました。あとはその模式図を出すのであれば、これは外部資金等に関係するところのみと書いておくか。審査のところはもう自己点検評価に入り得るといのがわかる方が、わかりやすくいいですね。はい、わかりました。

○光石委員長

そうですね。他にはいかがでしょうか。

○吉田委員

外部資金の内部監査の機能を自己点検評価に入れるということ自体に対して、反対はないですが、どこからどれだけの額を取れたということを評価の対象に入れたいようにと思えます。その点のご了解取れるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○三枝委員

評価という言葉が入る可能性はありますが、その場合には学術会議が定めた憲章ですか、会員選考のルールそして外部資金のガイドラインがありますので、そこに書かれた内容に即して実行されたか、学術会議のより良い役割発揮に貢献したかという点での評価となると思っております。

○吉田委員

はい、ありがとうございます。資金を取ることが自己目的化しないようにということは強く思います。以上です。

○光石委員長

それはその通りです。片や外部からどれだけ獲得するかという圧力が結構かかりそうな気配もないことはないです。しかし、それが目的にならないようにしないといけないのはその通りです。そのようなコメントも、もし可能であれば、加筆しておく方がいいかもしれません。

○川嶋委員

吉田先生のご意見に賛成です。これはある意味で当然の前提として、その上で議論していると思うのですが、私たちのこの日本学術会議そして新しい日本学術会議は、おそらく普通の他の独立行政法人であるとか、特殊法人とは全く性格が違うものです。それが単に学問に関するものだから違うというだけではなくて、非常勤の集合体で、本職、本来の職務とは別の形で集まった人たちが一つの組織を作って、活動しているということは、どこで言うか微妙ですが、やはりこの評価の際には、常に前提として認識をしておく必要があるのではないかと思います。これが国立大学法人であるとか、独立行政法人なんかの評価と同じような形で評価される、この閣法等の基本スタンスにも関わりますけれども、それが前提とする基盤、人的な基盤が全然違うのではないかと思います。それはここに書くかどうかはともかくとしまして、私たち、当然考えていることですが、もう一度、意識を共有できればと思って手を挙げました。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。ここにも書いておきましょうか。

○川嶋委員

できたら書いていただきたいですけれども。

○光石委員長

最終的に説明用パワーポイントを作ることになると思います。そうすれば、公表されることとなります。

○川嶋委員

はい。ありがとうございます。

○磯委員

一つ考えなければいけないのは、提言等で、研究者の個人的 COI を明示することは、今後当然になってきますが、それ以外に組織 COI という概念があって、例えばその団体が外部資金等をどれだけ、どこから集めていることを、大枠でも開示することが求められます。この 2 つの COI の中に、3 番目の要素として経済的 COI とそれ以外で区分されます。

○光石委員長

はい、COI 関係はどこに書きますか。

先生のご意見は外部資金だけではないということだと思います。その他になりますでしょうか。当面、その他の箇所に COI について考慮する必要があると記載しましょう。先生、3 つの COI とは何々でしょうか、もう一度お願いします。

○磯委員

個人的 COI、組織 COI、そしてそれぞれの中に、経済的 COI とそれ以外の COI として分類されます。

COI については、それぞれの団体が決めることですし、世界の情勢、日本の情勢によって、適宜決めていかなければならないので、最初からこうであるべきだというのはないかと思います。

○光石委員長

COI についても十分検討する必要があるということですね。

それでは、ここもよろしいですか。時間がだいぶ迫ってきています。次の意思の表出についてはどうでしょうか。ここは沢山あると思います。

○川嶋委員

手短に一点ですけど、おそらく一番下のところ、青い 21 ページですけど、最下段のところに、仮称ですけども、「意思の表出委員会」という名称の委員会が書かれておりますが、これ仮称で結構ですけど、これだと、②だけでなく、①も関与するということが、こういうふうにしたのです。ただし、私は、意思の表出をする委員会と誤解されると、ちよっ

と困りますので、以前と同じように、「意思の表出助言委員会」とか、この「助言」という言葉をここに入れた方がいいのではないかと思いました。「意思表出助言委員会」でも結構ですし、「意思の表出助言委員会」として、「助言」という言葉を入れることを提案したいのです。以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。これは助言でいいのでしょうか。査読をしていると思います。査読委員会とは違うのでしょうか。助言のほうがいいのでしょうか。

○川嶋委員

査読委員会としてしまうと、今度個別的な査読者との関係がどうなるのかということも問題になるかと思いました。

○磯委員

科学的助言等対応委員会の名称に関しては、意思の表出への対応ですので、意思の表出対応委員会でもいいのではないかと思います。

○川嶋委員

はい。それで私は結構でございます。要は、意思の表出をする委員会というふうに誤解されなければ、それでいいのではないかと思いましたので。

○光石委員長

はい。仮称は、意思の表出対応委員会としましょう。仮ですので、より良い名称があれば提案ください。他の箇所は、あるいは他の委員、いかがでしょうか。

10月になる前に、今の期であっても緊急に何か発出しないといけなくなる可能性もあります。今はいいですか。

次、国際活動については、いかがでしょうか。いいでしょうか。

学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェで、もし追加あるいは修正等があればと思います。

○川嶋委員

もしも何もなければ一点だけ。今のところの、参加費の問題ですけれども、法学委員会で、ちょっとこの議論を紹介させていただいた時に、無料でも来ないのに参加費を払ってくる人がいるのかという意見もあったということを紹介させていただきます。ただ、私は、これいろんな考え方がありまして、例えば、予備校、そういうところでも、有料の机と無料の机というのがあって、有料の机を使っている人は、やはりお金を払ったから、一生懸命勉

強しなきゃいけないとか、その時間は有意義に過ごさないといけないという意識を持って勉強するという、ちょっと比喻が変ですけど、そういうことも考えられますので、このあたりは、個々の場合によって取り扱いを変えるというのでもいいかとは思いました。以上でございます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。今度、これは外部資金、あるいは自己資金になるのかもしれませんが、稼ぐ必要があるときに、どのように考えるのかということです。日本学術会議の場合には、単なる情報提供というよりは、そこで意見をいただいて、それをもとに発出するということになります。例えば、提言等に反映するという目的も多いと思います。お金を払ってでも来ていただいて、意見を言っていたくという考え方もあるかもしれません。

#### ○三枝委員

ちょうど昨日、第三部の臨時会議をやっていたのですが、その時にグループ討論をやって、出てきた意見をいろいろ拝見していたのですが、全ての学術フォーラム、シンポジウムを有料にするということではなくて、特に一般の方に学術会議を知ってもらうために、ゆるキャラのちょっとしたマスコットを作るなど、お土産も渡して学術会議の講堂に来てもらうみたいな、そういうインセンティブとして考えるとか。あるいは企業向けのコースみたいなものに対して、お金を払って来てもらう。何百人とか大勢でなくても目的を絞った他の学術会議の外にある団体とタイアップしたイベントを企画するとか、そんなようなことがいろいろあるのではないかみたいな意見は出ていました。以上です。

#### ○光石委員長

したがって、何か一律に決めるというよりは、目的に応じて場合分けするということでしょうか。

はい、ありがとうございます。今日はこれで終わりにしたいと思います。次回は、総会の後になります。4月24日金曜日14時から予定されていますのでご出席ください。どうもありがとうございました。